

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

鳥取県訓令第九号

地方農林振興局長

鳥取県木炭検査施行手続（昭和三十一年十月鳥取県訓令第二十号）の一部を次のように改正する。

昭和三十七年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

令達先を次のように改める。

地方農林振興局長

この訓令中「検査吏員」を「検査員」に、「所長」を

「局長」に改める。

第二条中「山林事務所長（以下「所長」という。）」を「地方農林振興局長（以下「局長」という。）」に改める。

第十三条の附表中木炭生産検査簿の様式を次のように改める。

◆公告

昭和三十七年度第二回理容師試験及び美容師試験の実施

訓 令

00216

(第3種郵便物)
認 可

-2

3 昭和37年10月2日 火曜日 鳥取県公報 第3365号 (第3種認)

昭和37年10月2日 火曜日 鳥取県公報 第3365号 (第3種郵便物認可) 2

昭和年月分木炭生産検査成績簿

地方農林振興局

木炭検査員
地方農林振興局
産業検査簿

昭和年月日

00218

(第3種郵便物)
司

4

昭和37年10月2日 火曜日 鳥取県公報 第3365号

木炭移出検査簿
木炭検査員

昭和年月日

炭
炭
粉
不
合
合
摘要

月日	検査場所	発駆者 着駆者	受檢者 住所 氏名								
			包装区分		3Kg	6Kg	7.5Kg	12Kg	15Kg	30Kg	60Kg
炭 炭	堅	1									
	堅	2									
	※	1									
	※	2									

00219

(第3種郵便物)
司

第3365号

昭和37年10月2日 火曜日 鳥取県公報 第3365号

昭和年月分(炭)			木炭移出検査成績簿									
品等 区分	特級丸		特級		一級		二級		三級		計	
	合格	不合格										
樹 脂 炭												
普通炭												
切 炭												
か し な ら さ つ 計												
普通炭												
切炭												
普通炭												
切炭												
普通炭												
切炭												
区 分 り ま つ 小 量 木 炭 小 計 総 計	合 格 不 合 格 計	7.5Kg 1.2Kg 1.5Kg 計										

検査申請件数
件
検査手数料
円

附 則

この訓令は、昭和三十七年六月一日から適用する。

次の土地は、昭和三十七年十月二日から公用を廃止した。

鳥取県告示第五百五十三号

次の土地は、昭和三十七年十月二日から公用を廃止した。

告 示

昭和三十七年十月二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

米子市西福原字大向浜田通 八一四番地先

道路敷 一八坪五合四匁

(第3種郵便物) 司 認 第3365号

昭和37年10月2日 大曜日 鳥取県公報 第3365号 (第3種郵便物) 司 認 6

鳥取県告示第五百五十一号

昭和三十二年九月鳥取県告示第四百十九号(木炭の規格証票の様式及び表示の方法について)は、昭和三十七年六月一日限り廃止する。

昭和三十七年十月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

米子市西福原字大向浜田通 八一四番地先

道路敷 一八坪五合四匁

鳥取県告示第五百五十四号

次の土地は、昭和三十七年十月二日から公用を廃止した。

昭和三十七年十月二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取市叶字八反田三一三ノ 二地先

水路敷 一六坪

鳥取県告示第五百五十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年第二百九号)第二十四

鳥取県告示第五百五十二号

次の土地は、昭和三十七年十月二日から公用を廃止した。

昭和三十七年十月二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

東伯郡赤崎町大字出上字西 二地先

道路敷 三三坪五合九匁

鳥取県告示第五百五十三号

次の土地は、昭和三十七年十月二日から公用を廃止した。

昭和三十七年十月二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取市叶字八反田三一三ノ 二地先

水路敷 一六坪

鳥取県告示第五百五十四号

次の土地は、昭和三十七年十月二日から公用を廃止した。

昭和三十七年十月二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取市叶字八反田三一三ノ 二地先

水路敷 一六坪

鳥取県告示第五百五十五号

次の土地は、昭和三十七年十月二日から公用を廃止した。

昭和三十七年十月二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取市叶字八反田三一三ノ 二地先

水路敷 一六坪

鳥取県告示第五百五十六号

条の規定により、次のとおり家畜人工授精所開設の許可を与えた。

昭和三十七年十月二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取県知事 石 破 二 朗

家畜人工授精所開設許可

鳥取県告示第五百五十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて豚コレラ予防注射を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、

(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、豚の所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和三十七年十月二日 鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所 地 目 面 積

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百五十八号

実施の目的 豚コレラ予防のため

二 実施の区域

県内全域

場 所 地 目 面 積

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五百五十八号	昭和二十五年六月鳥取県告示第二百八十七号(鳥取県木炭検査条例に基く木炭規格規程及び規格証票について)の一部を次のように改正し、昭和三十七年六月一日から適用する。
昭和三十七年七月二日	鳥取県知事 石 破 二 朗
木炭検査条例に基く木炭規格規程及び規格証票について)の一部を次のように改正し、昭和三十七年六月一日から適用する。	高福 水本 薫男 杉原 節夫 宮田 範明
二十二日	八東町南 郡家町石田百井 市場 山崎 稔
二十二日	今在家 前田 精一

第一項の規定による理容師試験及び美容師法(昭和三十年法律第二百六十三号)第四条第一項の規定による美容師試験を次のとおり実施する。

昭和三十七年十月二日

1 学科試験

日時 昭和三十七年十一月五日 午年九時

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

2 実地試験

日時 昭和三十七年十一月十九日 午前九時

場所 鳥取市上町 鳥取県理容美容専門学校

二 受験資格

公 告

理容師法(昭和二十二年法律第二百三十四号)第一条

知事の指定する「規格証票」中「農林物資規格法第七条」を「農林物資規格法第十六条」に改める。

昭和三十七年七月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

三 受験手続

設又は美容師養成施設を卒業したのち一年以上の実地練習を経た者

別表	実施期日、実施区域	実施場所	四 実施の期日 別表のとおり
ひな白痴急速診断法	十月 九日 八頭郡八東町下徳丸	河原町小河内	五 注射、検査及び駆除の方法
	十一日 智頭町篠坂	智頭町篠坂	
	十二日 福和田	山手	
	十五日 郡家町米岡	河原町篠坂	
		河原町弓河内	
		郡家町久能寺	
		八東町日田	
		河原町渡一木	
		河原町渡二木	
		郡家町片山	
		船岡町殿	
		船岡町河内	
		御原	
		用瀬町金尾	
		谷一木	
		前田千賀雄	
		坂国尊幸	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰周	
		竹内茂美	
		林宏茂	
		森岡弥寿夫	
		沢田喜久男	
		山崎茂美	
		谷口頤治	
		坂国尊幸	
		横野寛	
		前田豊	
		加賀田隆	
		前田千賀雄	
		北村武士	
		福田陸治	
		小林勘六	
		山本平一	
		尾崎三男二	
		岸本泰	

11 昭和37年10月2日 火曜日 鳥取県公報 第3365号

(第3種郵便物
可)

昭和37年10月2日 火曜日 鳥取県公報 第3365号

(第3種郵便物
可)

- 1 別記様式による受験願書に試験手数料五百円に相当する鳥取県収入証紙をはりつけ（消印しないこと。）、次の書類を添えて昭和三十七年十月二十日までに所轄保健所に提出すること。（県外居住者は、鳥取県厚生部衛生課に郵送）
- (1) 履歴書（最終学歴及び養成施設の入学から実地習練終了までの場所、期間を記載すること。）
 - (2) 指定養成施設の卒業証書の写又は卒業証明書
 - (3) 実地習練を終了したことを証する書面
 - (4) 戸籍謄本、戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書
 - (5) 写真（出願前六月以内に撮影した名刺判、脱帽正面上半身のもので裏面に住所、氏名及び生年月日を記載したもの。）

- 七 その他
- 1 出願者には受験通知書を試験の前日までに郵送するので、受験願書に必ず住所を明記すること。
 - 2 試験について不明の点がある場合は、所轄保健所又は鳥取県厚生部衛生課に照会すること。
 - 3 文書による照会には、返信料を同封すること。

別記様式

理容師（美容師）試験受験願書

本籍地

（収入証紙
はりつけ）

現住所（番地及び何々方まで記入すること。）

（ふりがな）
姓 名 年 月 日 生

理容師法第二条第一項（美容師法第四条第一項）の規定による理容師（美容師）試験を受けないので、別紙関係書類を添えてお願いします。

昭和三十七年 月 日

右 氏 名

鳥取県知事 石破二朗 殿
注 実地試験のみの受験者は、標題の下に「実地」と朱書すること。

1 別記様式による受験願書に試験手数料五百円に相当する鳥取県収入証紙をはりつけ（消印しないこと。）、次の書類を添えて昭和三十七年十月二十日までに所轄保健所に提出すること。（県外居住者は、鳥取県厚生部衛生課に郵送）

1 別記様式による受験願書に試験手数料五百円に相当する鳥取県収入証紙をはりつけ（消印しないこと。）、次の書類を添えて昭和三十七年十月二十日までに所轄保健所に提出すること。（県外居住者は、鳥取県厚生部衛生課に郵送）

四 除通知書を提出すること。

四 試験の方針

1 試験は、学科試験及び実地試験について行なう。

2 実地試験は、学科試験に合格した者でなければ受けることができない。

五 試験場に持参するもの

1 学科試験

受験通知書、筆記具、屋食及び上ばき

2 実地試験

受験通知書、屋食及び上ばき

3 美容師試験を受ける者

白衣及びコールドペーマネットウエーブ等の施術上必要な器具、材料、化粧品及び応急薬品

六 実地試験のモデルは、各自が同伴すること。ただし、

美容のモデルは、なるべく年令十八才から三十才までの者で、髪に著しいくせのない者であること。